

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和2年度第3回松阪市文化センター運営委員会
2. 日 時	令和3年3月18日(木) 午後7時00分から午後8時30分
3. 場 所	農業屋コミュニティ文化センター リハーサル室
4. 出席者名	(委員) ◎梶 吉広、柴田 実、牧田 研介、森本 小百合、新田 洋 (◎委員長) 5名出席 (事務局) 堀口クラギ文化ホール館長・久保主査・上野係員・和氣嬉野 ふるさと会館館長・堀川飯南産業文化センター所長 5名 出席
5. 公開・非公開の別	公開
6. 傍聴者数	無し
担当	松阪市川井町690番地 クラギ文化ホール 担当者 : 館長 堀口 英明 電 話 0598-23-2111 FAX 0598-23-2114 e-mail bunka.kai@city.matsusaka.mie.jp

### 議題

1. 令和2年度自主事業実績について
2. 令和3年度自主事業一覧及び今後の予定について
3. その他

### 議事録

別紙

## 令和2年度第3回松阪市文化センター運営委員会議事録

日 時 令和3年3月18日(木) 19:00～20:30

場 所 農業屋コミュニティ文化センターリハーサル室

出席者 【委員】梶 吉広、柴田 実、牧田研介、森本 小百合、新田 洋

【事務局】クラギ文化ホール 堀口館長、久保主査、上野係員

嬉野ふるさと会館 和気館長

飯南産業文化センター 堀川センター所長

### ◎議 題

#### 1. 令和2年度自主事業実績について

新型コロナウイルスの影響により、実施事業は6事業(実施予定1事業、規模縮小1事業含む)、次年度に延期した事業は1事業、中止した事業は10事業であった。

#### 主な議論・意見内容

○多くの事業が中止になっているが、トラブル等はなかったか。

・中止事業については、公演中止の周知や返金対応等中止に伴う対応を行った事業はあったが、大きなトラブルはなかった。

#### 2. 令和3年度自主事業一覧及び今後の予定について

令和3年4月1日より1年間、クラギ文化ホールを新型コロナウイルスワクチンの接種会場として使用することが決定されたため、クラギ文化ホールにて開催予定であった会館自主事業の調整が必要となった。また、クラギ文化ホールの使用停止により、令和3年のクラギ文化ホール貸館利用者が農業屋コミュニティ文化センターや嬉野ふるさと会館に利用を変更していること、農業屋コミュニティ文化センターが10月末まで改修工事のために閉館中であることから、会館自主事業のスケジュール確保が非常にシビアとなっており、令和3年度自主事業の大幅な見直しが必要となった。

見直しにあたっては、令和3年度自主事業の基本的な考え方である子ども向け事業を中心に選定するという方向性は変えず、スケジュール確保が難しいものの会場規模や開催意義を考慮した上で可能な限り実施するように調整を行うことを報告、了承される。

クラギ文化ホールにて開催を予定していた事業については、4事業(劇団うりんこ公演、音楽の絵本公演、ワンコインコンサート、中部フィルハーモニー演奏会)が日程調整済み、それ以外の事業はスケジュールの調整が難しく検討中。

#### 主な議論・意見内容

- 新型コロナウイルスにより先行きが不透明であり大変だと思うが、事業の開催や中止、感染が発覚した場合におけるの基準等は設けているのか。
- ・基本的な考えとして、事業の実施判断や客数制限等は三重県指針を基準としている。新型コロナウイルスの流行状況により、三重県基準も変更されていくため、事業の実施時期に応じて逐次状況を確認し、また全国的な緊急事態宣言等も併せて考慮し、判断している。

### 3. その他

#### ・柴田委員からの資料について

柴田委員より令和2年12月3日から12月6日に開催された松阪市民俗文化祭展示（嬉野ふるさと会館）の内容報告及び資料提供があった。松阪市の地域における多様な民族文化の再確認と共有を行った。

#### ・会館使用料の改訂について

文化会館を含めたグラウンド、体育館、公民館等松阪市の様々な市の公共施設の使用料の全体的な見直しが行われており、令和4年4月1日より適用であり、現在議案審議中。議決後は令和3年度は新利用料の周知期間とし、令和4年度より新利用料の運用開始というスケジュールとなっている。

見直しが行われた経緯としては、多くの施設が老朽化し、維持管理コストが増大している中で施設を利用する人としらない人の負担の公平性の観点から使用料の見直しが必要であること、また使用料の減免規定についても全市的な統一が必要となっていることから、松阪市施設使用料等検討委員会を発足、提言書が作成され、それに基づいて使用料の見直しが行われた。

施設使用料の算定方法については、実際に施設にかかっている維持管理経費から施設の利用個所の面積割を計算、使用時間に対しての1時間当たりの単価を算出したものから算定している。

使用料の減免規定についても、松阪市には多くの減免規定があったが、他市の事例を調査したところ、他市では松阪市が行っているような減免規定がほとんどなかったことを踏まえ、負担の公平化という観点から見直しを行った。大きな変更点としては高等学校の会館利用に対する減免規定の変更（市内高校：全額免除から5割減免）が挙げられる。

#### 主な議論・意見内容

- 施設を利用した人との負担の公平化と言うが、営利目的で利用される方はこれでもいいと思うが、松阪市の文化振興活動を活発にしようとする考え方の人に対しては適当ではないのではないか。松阪市の文化振興のために色々努力されている方たちはその一つの手段として文化会館を使用しており、そういうことから関上げ

た場合、一義的に負担の公平性を求めるのは間違っているのではないか。

- ・貴重なご意見としていただき、今後の参考にさせていただく。
- 新しい減免規定における高校の減免除外について、ほとんどの人が高校に入学するという現状があり、義務教育ではないものの、それに近い状態である。また、高校というのは子どもたちの中で一番感性豊かな時期ではないかと考える。そういった人たちの会館利用をむしろ後押しすべきであり、それが後々松阪市の発展にもつながると思う。他市の事例を参考にするのもよいが、松阪市しか行っておらずとも、それがよいものであれば残すべきではないか。
- ・貴重なご意見としていただき、今後の参考にさせていただく。補足として、高校に対する減免規定については、一切の減免なしということも議論にでていたことがあった。ただし、仰るように感性豊かな時期であり、文化会館としてもそういったものを応援したいということ、吹奏楽や合唱等で利用している学校も多く、全額負担というのは影響が大きいという点から、全額免除ではなく 5 割減免に調整したという経緯があり、ご理解いただければと思う。